

## 予 算 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成26年 9月11日(木曜日)

午前 9時30分～午後 1時48分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 高 木 法 生 委 員 長 下 井 克 己 副 委 員 長  
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員  
荒 山 光 広 委 員 西 岡 晃 委 員  
河 本 芳 久 委 員 岩 本 明 央 委 員  
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員  
萬 代 泰 生 委 員 馬 屋 原 眞 一 委 員  
俵 薫 委 員 坪 井 康 男 委 員  
秋 枝 秀 稔 委 員 猶 野 智 和 委 員  
秋 山 哲 朗 議 長 岡 山 隆 副 議 長

4. 欠席委員 な し

5. 出席した事務局職員

石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 大 塚 享 議 会 事 務 局 係 長  
野 尻 登 志 枝 議 会 事 務 局 企 画 員

6. 説明のため出席した者の職氏名

林 繁 美 副 市 長 永 富 康 文 教 育 長  
波 佐 間 敏 総 務 部 長 篠 田 洋 司 市 長 統 合 戦 略 局 長  
田 辺 剛 総 合 政 策 部 長 井 上 孝 志 市 民 福 祉 部 長  
西 田 良 平 建 設 経 済 部 長 藤 澤 和 昭 総 合 観 光 部 長  
山 田 悦 子 教 育 委 員 会 事 務 局 長 久 保 毅 会 計 管 理 者  
阿 野 一 俊 消 防 長 大 野 義 昭 総 務 課 長  
白 井 栄 次 財 政 課 長 佐 伯 憲 一 監 理 課 長  
佐々木 昭 治 企 画 政 策 課 長 中 嶋 一 彦 地 域 情 報 課 長  
杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 次 長 三 浦 洋 介 市 民 福 祉 部 次 長  
岩 崎 賢 治 健 康 増 進 課 長 志 賀 雅 彦 農 林 課 長  
河 村 充 展 商 工 労 働 課 長 綿 谷 敦 朗 観 光 振 興 課 長  
末 岡 竜 夫 教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 千々松 雅 幸 教 育 総 務 課 長  
内 藤 賢 治 生 涯 学 習 スポー ツ 推 進 課 長 小 田 正 幸 監 査 委 員 事 務 局 長

末 藤 勝 巳 農業委員会事務局長

7. 会議の次第は次のとおりである

午前 9時30分 開会

○委員長（高木法生君） おはようございます。ただいまより、予算委員会を開会いたします。それでは、先の本会議におきまして本委員会に付託されました、市長提出議案1件につきまして、審査いたしたいと思っておりますので御協力をよろしく願いいたします。

それでは、議案第5号平成26年度美祢市一般会計補正予算書（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。大野総務課長。

○総務課長（大野義昭君） それでは最初に、この度から特定財源等の歳入の説明の順番を変更いたしましたのでお知らせいたします。これまでは、歳出の説明を全て終えてから、補助金等の特定財源を説明をしておりましたが、より分かりやすく説明をするため、歳出の事業の説明に併せて特定財源等の説明をさせていただきます。歳出歳入とページが前後いたしますけど御了承の方よろしく願いいたします。

それでは、議案第5号平成26年度美祢市一般会計補正予算書（第3号）の議案書5-16、5-17ページをお開きください。2款総務費・1項総務監理費・1目一般管理費について御説明いたします。右側説明欄、003臨時職員人件費50万7,000円の減額でございます。これは、管理栄養士が年度途中で育児休業を取得するため、代替えの臨時職員賃金を計上しておりましたが、雇用形態の変更により、歳出を衛生費に移行するため減額をするものであります。

続きまして008、職員研修事業447万2,000円を計上しております。これは、社会保障税番号制度の導入に伴い、全職員が制度の内容を正しく理解し、法令遵守業務の効率化等を行うための研修委託料であります。

○委員長（高木法生君） 中嶋地域情報課長。

○地域情報課長（中嶋一彦君） 続きまして5-17ページになりますが、その下022電算化管理業務といたしまして、190万4,000円増額補正するものでございます。そのうち、電算システム変更委託料につきましては、予防接種法の改正によりまして、水痘ワクチンの定期予防接種が追加する事に伴い、母子健康管理システムを改修する必要性が生じたために、それにかかる経費を92万3,000円計上するものでございます。また、その下の番号制度中間サーバープラットフォーム利用負担金につきましては、社会保障税番号制度運用に関して、情報連携のため国が設置いたしました中間サーバープラットフォームの利用にかかる負担金98万1,000円でございます。財源は全額総務省からの国庫補助となります。ま

た、左のページになりますけれども、5-16ページの上段にあります、特定財源におきまして1,316万3,000円を計上しておりますけれども、98万1,000円がこの負担金にかかる国庫補助金で、残りの1,218万2,000円につきましては、社会保障税番号制度システム整備に対する総務省並びに厚生労働省からの補助金でございます、システム整備費については、当初予算において、計上済みでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 佐伯監理課長。

○監理課長（佐伯憲一君） 続きまして、5目財産管理費・13節委託料でございます。説明欄004住宅団地管理販売事業業務委託料ですが、113万4,000円を増額補正するものであります。これは、先月8月1日から、美祢住宅団地、旦住宅団地、長田定住団地の3つの美祢市住宅団地において、分譲価格の値下げの実施に伴い、既に市民の皆様をはじめ、近隣市に居住されている方々には、分譲価格の見直しをし、値下げをしたことについての情報を掲載した新聞折り込み広告、サンデー小野田、サンデー宇部、サンデー西京、及びスポット山陰等により、情報を発信したところでございます。さらに、新聞折り込み広告により、広告宣伝活動を展開することに伴う、新聞折り込み広告の作成、配布に関わる業務委託料でございます。

この新聞折り込み広告の種別につきましては、サンデー下関、サンデー小野田、サンデー宇部、サンデー西京、スポット山陰及びアピール宇部版を考慮しており、新聞折り込み広告の配布部数につきましては、約42万部を予定しております。5-16の左ページにあります。なお、特定財源の財産収入につきましては、分譲価格の値下げに伴う、販売の増を見込んでおり、その一部を充当するものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 中嶋地域情報課長。

○地域情報課長（中嶋一彦君） 続きまして、6目企画費・012情報通信施設運営事業の業務委託料といたしまして、2,067万円を増額補正するものでございます。

既に新聞、テレビ報道、または市広報等により、市民の皆様にお知らせしているところでございますけれども、平成27年、来年3月をもちまして、総務省のデジアナ変換サービスが終了いたします。サービス終了後は、美東地域、秋芳地域、両地

域におきまして、現在アナログの12チャンネルで放送しております、MYTの自主番組の視聴ができなくなるため、新たなチャンネルを確保した上で、今度はデジタル放送を行う必要があります。

現在山口ケーブルビジョンの視聴エリアであります、美東、秋芳地域においては、すでに山口ケーブルの自主番組をデジタル12チャンネルにて放送しているため、今後はデジタル11チャンネル。別のデジタルチャンネルを別途専用チャンネルといたしまして、MYTの自主番組を放送する計画です。

一方、美祢地域におきましては、すでにMYTの自主放送はデジタル12チャンネルで視聴可能となっておりますけれども、美東・秋芳地域をデジタルの11チャンネル、美祢地域をデジタル12チャンネルというように、市内でデジタルチャンネルを2チャンネル設けた場合、放送機器等余分な設備改修費用が発生するために、美祢地域についても、現在のデジタル12チャンネルからデジタル11チャンネルへチャンネル変更を行い、市内全域においてチャンネルを統一する計画です。

また、美祢地域のチャンネル変更時の経過措置としましては、来年2月ごろから12チャンネルと11チャンネルの両デジタルチャンネルで、MYTの自主番組を放送し、その期間にまた広報等で、視聴者の皆さんにチャンネル設定の変更を促す———お願いする予定です。

以上、美東秋芳地域におけるMYT自主放送のデジタル対応にかかる改修費用及び市内全域を11チャンネルに統一する費用を計上するものでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君） 続きまして、その下10目活性化対策費、説明欄005ふるさと美祢応援寄附金事業でございます。ふるさと美祢応援寄附金につきましては、件数並びに金額において、当初見込みよりも増加する見込みであることから、このたび3,826万2,000円を増額補正するものであり、この結果、寄附者数を3,000人、寄附金額を3,174万円と見込むものでございます。

続いて、歳入ですが、1ページ戻っていただきまして、5-14、15ページをご覧ください。一番上ですが、17款寄附金・1項寄附金・2目総務費寄附金・節1ふるさと美祢応援寄附金ですが、当初予算額600万円を、2,574万円増額補正し、3,174万円とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 大野総務課長。

○総務課長（大野義昭君） それでは5－16、5－17ページにお戻りください。

4項選挙費・3目農業委員会選挙費でございます。これは、今年7月19日で任期満了を迎えることに伴います農業委員会委員選挙を6月29日告示、7月6日投票を予定しておりましたが、立候補者が定数と同数であったため、無投票当選が確定したことにより、選挙に要する費用、一般職員人件費、臨時職員人件費、農業委員会選挙執行業務の合計878万6,000円が不要となったため、減額するものです。

○委員長（高木法生君） 岩崎健康増進課長。

○健康増進課長（岩崎賢治君） 続きまして、5－18、19をご覧ください。4款衛生費・1項保健衛生費でございます。これは、前ページのほうで、総務監理費のほうで、臨時職員の人件費の減額がありましたが、それに関連するものでございます。

1目保健衛生総務費から、2目予防費、3目母子保健費のうちの賃金報償費及び旅費について減額または増額による補正でございます。

現在健康増進課では主事、保健師、管理栄養士が勤務しておりますが、管理栄養士が今年度の6月30日から27年度にかけて、産前産後並びに育休に入っております。この休業中に伴う所の臨時職員を市総務課予算対応として当初予定しておりましたが、常勤職員としての確保ができず、非常勤職員としての雇用で賃金支出としてではなく、報償費、旅費——これは費用弁償ですが、これにより随時対応を行うものです。健康推進課の現行予算で対応して、不足分について、50万7,000円の増額補正を行うものでございます。これに対します歳入分については特にございませぬ。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 末藤農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（末藤勝巳君） 続きまして、1ページめくっていただきまして、5－20、5－21の上段でございます。6款農林費・1項農業費・1目農業委員会費でございます。説明欄の003に記載しておりますが、電算システム変更委託料としまして、105万5,000円の追加補正をするものでございます。

これは、農地中間管理機構の創設に伴い、本年4月1日に施行された改正農地法における、情報の提供等において農地台帳システムの整備、農地情報公開システムの公表が法定化されたものでございます。

内容につきましては、農業委員会は農地に関する情報の活用の促進に資するよ

う。農地台帳に記載された項目に、全国農業会議所が開発、システムと結合させ、それをインターネットの活用、その他の方法により公表するものとされたものでございます。既存の農地台帳システムの改修整備により、農地台帳システムの基本項目及び任意項目に地図情報システムを結合することにより、市内すべての農地の利用状況等の把握が可能となり、農地利用状況調査の精度向上と、業務の効率化が図られるものとなるものです。

なお、この運用につきましては平成27年4月1日からとなります。また、この事業に際します、歳入でございますが、5-12と5-13ページにお戻りいただきたいと思っております。中段の15款県支出金・2項県補助金でございます。説明欄の節1でございますが、農業農林費県補助金の中の1の農林費補助金、農地台帳システム整備事業補助金としまして、歳出と同額の105万5,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） 続きまして5-21、22ページにお戻りください。6款農林費・2項林業費・6目有害鳥獣対策事業費におきまして、400万円の増額補正を計上しております。説明欄の004有害鳥獣被害防止対策事業につきましては、有害鳥獣による農作物等の被害を防止するための、有害鳥獣の侵入防止対策を図るための事業であります。

この事業によりまして、今年度は4地区の事業を予定しておりましたが、新たに美東町の町絵工区に獣害防止柵、を4.4km実施することとなりました。町絵工区におきましては、イノシシの被害が深刻であることから、今年3月に要望がありました。その後、県と協議をしたところ、今年度の予算の確保が可能であるとの回答が得られましたので、今回増額補正を計上しております。

なお、この事業に対する歳入でございますが、100%の補助事業で特定財源といたしまして、5-12、13ページ、15款県支出金・2項県補助金・5目農林費県補助金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金として、同額の400万円を歳入予算として計上しております。

○委員長（高木法生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） 続きまして商工費でございます。5-20、21ページにお戻りください。7款商工費・1項商工費・1目商工総務費でございます。説明欄005第3セクター改革推進事業といたしまして、97万円を増額補正する

ものでございます。このたびの補正は先月8月5日に総務省から発表されました、第3セクター等の経営健全化等に関する指針を受け、本市においても外部の専門家による第3セクター改革推進委員会を——今現在仮称でございますが——こういった外部委員会を設置いたしまして、美祢市版の指針を策定いたしますとともに、定期的な経営状況の確認を行っていただくため、必要となります報償費等を補正するものでございます。

続きまして、2目商工振興費でございます。説明欄004みねあきない活性化応援事業といたしまして、188万7,000円を増額補正するものでございます。このたびの補正は、当初予算において新規開始を3件、家賃補助を3件分として見込んでおりましたが、すでに新規枠分3件の申請が行われており、加えて2件の相談が行われ申請見込みがあることから、今年度必要と想定される額を補正するものであります。

続きまして、説明欄009中小企業者融資事業として、新たに2,840万円を補正するものでございます。本事業については、初日の市長の提案説明にもありましたように、このたび中小企業者向けの融資制度として、新たにみね発らつあきない応援資金融資制度として創設するもので、事業実施に向け必要となる予算を計上させていただいております。内訳といたしましては、借入の際に必要な保証料を補助する保証料補給補助金として、825万円、借入の要件の1つとしております、事業計画書作成にあたり、中小企業診断士の方への相談料の一部を支援するための相談費補助金として15万円、制度融資事業に御協力いただく、市内金融機関への預託金として、2,000万円を計上させていただいております。

なお、金融機関への預託金につきましては、年度末に一旦戻し入れが行われることとなります。

5-14、15ページをお開きいただけますでしょうか。上から2番目になりますが、20款諸収入・3項貸付金元利収入・4目商工貸付金元利収入、こちらのほうで歳出と同額の2,000万円を予算計上させていただいております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） 綿谷観光振興課長。

○観光振興課長（綿谷敦朗君） それでは続きまして、4目観光費について御説明をいたします。5-20、5-21にお戻りください。4目観光費の説明欄006観光ルートネットワーク開発事業として、山口県観光周遊促進協議会事業負担金、40万円を増額するものであります。これは、山口県をはじめ美祢市、山口市、萩



市、長門市及び津和野町で構成しております、山口県観光周遊推進協議会で山口空港、JR新山口駅からの観光周遊バス、おいでませ山口号を県内2コース運行させているものであります。

このたび、国土交通省より貸切バス事業について、安全コストを運賃、料金に反映させた新たな運賃料金制度への移行が示されたところであります。これによりまして、公示運賃、料金を下回った貸切バス、運賃料金の割引が禁止されることとなりました。

これを受けまして、今年度下半期のおいでませ山口号の運行につきましては、運行事業者の負担が大きくなり過ぎまして、運行継続が難しいとの申し出がありました。協議会構成団体で協議を行い、運行継続に必要な経費につきまして、山口県が2分の1、残りを5市町で均等割りすることとなり、本市負担分40万円を増額するものであります。

おいでませ山口号の山口秋芳洞仙崎コース、これにつきましては、昨年度2,673名の利用があり、秋芳洞へは2,383名の方に入洞いただいております、重要な二次交通であると考えております。

続きまして、009各種観光イベント推進事業として、大田・絵堂行軍・ウォーク補助金145万円を計上しております。これは、来年1月に、大田・絵堂戦役150周年記念事業として、伊佐の奇兵隊本陣跡から美東町の大田金麗社まで、約30kmを歩く行軍部門、コスプレウォークとして、金麗社から呑水峠まで奇兵隊にちなんだ衣装で歩くイベントを企画しております。これにかかる大田・絵堂戦役150周年記念事業実行委員会への補助金であります。

続きまして、013地域情報発信事業1,457万6,000円を増額補正しております。これは、にぎわい創造Mineステーション事業として、西の玄関口でありますJR美祿線の基幹ステーションでもあります、美祿駅構内のにぎわいを演出することは、利用客はもちろんのこと、来客者への印象は強いものがあると考えております。

この駅舎の北側スペース約35平方メートルを改装し、展示コーナーを6カ所設け、トリプルエンジンの情報発信拠点施設とするものであります。ページ5-22、23をご覧ください。工事請負費として、1,200万9,000円を計上しております。次に業務委託料として、209万円を計上しております。これの主なものは、にぎわい創造Mineステーションの運営を美祿市観光協会に委託し、PR業務、ツアー商品の展示、販売取次業務、ミネコレクションの展示、販売取次業

務等を行うものであります。次に施設備品としまして、液晶テレビ、DVDプレーヤー、パソコン等の情報発信関連機器の購入費27万7,000円を計上しております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 続きまして、10款教育費・2項小学校費・1目学校管理費、説明欄003小学校管理事業におきまして、備品購入費41万2,000円を増額補正するものであります。これは、本年度末をもって、於福学校給食共同調理場を廃止し、嘉万学校給食調理場に統合することにつきまして、本年5月に保護者の方々の理解をいただいたところでありまして、ついてはこれに伴い、必要となる学校監理備品、牛乳保冷庫1台を導入するものであります。

続きまして、4項幼稚園費・1目幼稚園費、説明欄001幼稚園就園奨励費補助事業におきまして、幼稚園就園奨励費補助金を293万1,000円増額補正するものであります。これは、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図るため、補助金を交付しているものでありまして、補助対象となる園児数が増加したことによるものであります。

この特定財源といたしまして、5-12、13ページをお開きください。14款国庫支出金・2項国庫補助金・5目教育費国庫補助金・3節幼稚園費補助金につきまして、事業費の国の負担割合を3割と見込み、87万9,000円を増額補正するものであります。

○委員長（高木法生君） 内藤生涯学習スポーツ振興課長。

○生涯学習スポーツ振興課長（内藤賢治君） 次に同じく10款教育費・5項社会教育費・1目社会教育総務費、説明欄025鳳鳴地域交流センター設置事業であります。これは、本年の6月議会で美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例が可決されたことに伴い、来年4月の鳳鳴地域交流センター開設に向けて必要な整備を行うため、555万6,000円を補正するものでございます。内訳といたしまして、建物内の清掃委託料として16万2,000円、玄関入口表札取り替え業務委託料として2万円、屋内改修工事、空調設備工事等に479万9,000円、机、パソコン等必要備品として57万5,000円でございます。

続きまして、3目図書館費、003図書館管理運営事業でございます。図書費として20万円を増額補正しております。これは西中国信用金庫から、4金庫合併7周年事業として書籍購入用に20万円の寄附をいただいたことから、図書購入費を

計上したものでございます。

次にこれにかかる歳入といたしまして、5-14、15ページをお開きください。17款寄附金・1項寄附金・10目教育費寄附金・4節社会教育費寄附金20万円でございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 末岡教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長（末岡竜夫君） ページ5-24、25をお開き願います。

項の社会教育費・7目秋吉台科学博物館費におきまして、92万円補正をしております。これにつきましては、秋吉台科学博物館の学芸員の補助業務を行います、特別専門員に支払う報酬等でございます。

日本ジオパークネットワークへの加盟申請、これを平成27年度にする予定にしております。今後、学芸員を中心にしまして加盟申請書の作成やプレゼンテーションの原稿、これらの作成に膨大な資料を作ることとなります。ジオパーク関連業務が今後佳境に入ることが想定されました。このため、学芸員の補助といたしまして、専門的業務をこなすことのできます、特別専門員の手がどうしても必要となりまして、そのための経費として計上したものでございます。

○委員長（高木法生君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 続きまして、6項保健体育費・3目給食施設費、説明欄005調理場数適正化事業におきまして、511万2,000円を増額補正するものであります。これは、先ほど説明申しあげましたとおり、於福学校給食共同調理場と嘉万学校給食共同調理場の統合にかかるものであります。

現在於福学校給食共同調理場で於福小学校、於福中学校、重安小学校の給食をつくっております。平成27年度から、於福小学校、於福中学校の給食については、嘉万学校給食共同調理場から配送し、重安小学校の給食につきましては、大嶺学校給食共同調理場から配送することといたしております。つきましては、このことにより必要となる食器・食缶、食器消毒保管庫の購入や施設改修等を行うものでございます。

○委員長（高木法生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） 続きまして、11款災害復旧費・1項農林施設災害復旧費・1目単独災害復旧費につきまして、508万2,000円を増額補正を計上しております。これにつきましては、5月12日から7月16日の間の豪雨、または梅雨前線の豪雨によりまして、災害が発生しております。この間の最大24時間雨

量につきましては、市内10カ所の観測所で80ミリから101ミリ、最大時間雨量では20ミリから33ミリを観測しております。内訳につきましては、説明欄の001農林施設単独災害復旧事業といたしまして裏山の崩土取り除きの災害復旧工事費といたしまして、30万円。少額災害復旧工事補助金としまして、農地災害3件、農業用施設災害12件、特定農業用排水路災害6件の478万2,000円となっております。少額災害復旧工事補助金の内訳についてですが、復旧金額が40万円未満の災害につきましては、農地災害が50%、農業用施設災害が70%、特定農業用排水路災害が100%の補助率となっております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 白井財政課長。

○財政課長（白井栄次君） それでは続きまして、12款・1項公債費・1目元金につきましては、これは財源構成を行うものでございます。特定財源として、住宅団地の売り払い収入の増額分の一部、190万9,000円を充てたことから、一般財源から同額を減額いたすものでございます。

続きまして歳入についての御説明に移りたいと思います。恐れ入りますが、5-12、13ページをお開き願いたいと思います。この5-12、13ページから14、15ページにかけて、歳入についてお示しをしておりますけども、特定財源については先ほどの歳出の説明の際に各所属長より申し上げておりますので、それ以外のものについての説明を補足説明と併せましてさせていただければと思います。

まず、5-12、13ページの一番上、10款・1項・1目地方交付税につきましては、事業の実施にあたり特定財源を伴わない単独事業等にかかる財源として充当するため、3,992万4,000円を増額いたしております。

続きまして同じページの一番下でございますけど、16款財産収入。2項財産売払収入・1目不動産売払収入についてでございます。先ほどの歳出での説明にございましたとおり、美祿市が管理をしてございます3つの住宅団地、来福台、りんどうの丘、長田住宅団地につきましては、本年8月から分譲価格を値下げして販売を行っておるところでございますが、このことに伴い分譲価格の販売増を見込み、304万3,000円を増額補正をいたしております。なお、このうち113万4,000円を住宅管理事業に、また残りの190万9,000円につきましては、公債費元金としてそれぞれ充当をすることといたしております。

続いて5-14、15ページをお開き願いたいと思います。1番下の21款市

債・1項市債についてでございますが、5目商工債におきまして、観光施設整備事業債として1,200万を増額をいたしております。また、8目教育債におきまして、給食調理場整備事業債として350万を新たに計上し、10目臨時財政対策債におきまして、710万円を増額いたしたところでございます。

続きまして5-6ページをお開き願えたらと思います。ここでは、第2表地方債補正をお示しいたしてございます。給食調理場整備事業債につきまして、新たに追加をするとともに、観光施設整備事業債並びに臨時財政対策債についてそれぞれ変更を行っているものでございます。議案第5号の説明につきましては以上でございます。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 二、三お尋ねいたします。最初に、これは大変基本的なことで、質問というよりも教えていただきたいんですが。ページの5-20、21、お願いします。この中で中小企業者融資事業というのがあります。その中の一番下のみね発らつあきない応援資金融資制度融資預託金というのが2,000万円ほど計上されておりますが、これ、さっき説明がありましたようにいろいろ中小企業診断士の先生とかいろいろ調査をされて、あれするんですが、2,000万円、数件というか数企業に融資をされると思うんですが、万が一、万が一倒産、その融資された企業が倒産した場合ですね、倒産した場合に、この2,000万円のうち一部のでしょうけど、どこが、損をするっちゃあおかしいですけど、どこが被害を被るんでしょうか。教えていただきたいと思います。

○委員長（高木法生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。今現在御質問いただいた件について、倒産時にどこが被害を被るかというお話しで、今ちょっと預託のところを最初指されて言われたんですが、まず預託の関係でございます。預託金につきましては、市内の金融機関に対しまして、言うなれば貸付金の一部財源で使っていただきたいということで、金融機関さんのほうにいろいろと御協力いただくというところから、まあ一言で言えばお礼のような形ではございますが、財源の一部として使って下さいと。ただし、その預託金につきましては年度末にお返しいただきますと。その後についても引き続いて貸付金の残高に応じて預託をしていくという流れになるもので、こちら倒産時にこの預託金に影響がでるというものではございません。で、その2つ上にですね、融資の保証料補給補助金というものがござ

います。この保証料が何かといいますと、山口県の信用保証協会に対しまして、事業者の方が融資を受けられる際に、保証協会様に保証していただくと。その保証というのが今言われまして、倒産時等返せなくなった時に、その債務の部分を保証協会が金融機関のほうにお支払いされるというようなものでございます。

先ほどの御質問の、倒産時にどこが被害を被るかといいますと、簡単に言えば、保証協会が保証したということから保証協会がその残債部分をいったん補填しないといけないということがございますので、まあ保証協会が一番の被害を被る場所になろうかと思えます。ただし、その後ろにはですね、融資制度複雑なもので、日本政策金融公庫が後ろのほうにまたおまして、そちらの方に保証協会がまた保険をかけるとか、ちょっと複雑化しておりますので、一概に保証協会ということも言えないところもあるのですけれども、当面一番被害を被るといえるならば、保証協会ということになろうかと思っています。

以上です。

○委員長（高木法生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 私の想像したとおりです。まあ最終的には税金で補うというのが、最後の今の、県の信用保証協会がそのバックにある金融機関のほうがあると思えますが。私も最初は、県の信用保証協会かな、銀行かな、市かなと思っておりましたが、まあそういうことで理解できました。

それである、中小企業診断士の先生に対しての責任っちゅうのは一切ないわけですね。診断を下された先生に対しては。

○委員長（高木法生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。このたびの融資を受けられる際の要件の一つといたしまして、中小企業診断士の方を交えました事業計画書の策定というものを、言うならば義務付けというようなかたちをさせていただいております。事業計画書を策定する際には、中小企業診断士の先生が、ただ単に作成するというものではございません。当然事業主の方が将来展望を持ちながら、これを成し遂げていくためにどのような事業計画が良いのかということも中小企業診断士の方と一っしょになって事業計画書をつくっていくものでございます。その後、その事業計画書どおりになれば当然問題ないと、一番良いことではございますが、情勢によってなかなかうまくいかないとかですね、事業主の方の事情によって事業が展開できなくなったということも想定されます。そういったことまで考えて、中小企業診断士の方にその責任の全てを背負わせるということは、私どももあ

なりに酷なことだろうと思っておりますので、今現在私どもは中小企業診断士の方に責任を、というところは考えておりません。一応事業計画というものを立てていただいて、アフターフォロー的にはですね、アドバイスいただきながら、事業計画に沿った事業展開をしていただくということが筋論だろうとは思っておりますが、責任の所在ということになると、ちょっと違うだろうということを考えております。以上です。

○委員長（高木法生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 親切丁寧に説明いただきましてありがとうございました。あともう2件ありますが、それは後の質問に回します。ありがとうございました。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） あの今の岩本委員の質問に関連するんですが、今の保証の件ですが、今までの小規模の条例でしたら、500万円でしたが融資の額によって保証料が違うと思うのですが500万円はいくらか、2,000万円について、それぞれ違うのか、いくらかお尋ねします。

○委員長（高木法生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問いただいた件でございます。保証料を決める際には保証料率というものがございます。平成17年度までは一律1.35パーセントというように保証料率が決まっておりましたが、平成18年4月からですね、0.5パーセントから2.2パーセントまでの9段階ということで保証料率が、その事業者の方のですね、業績等に基づいて変動するようになってきます。保証料率を決定するのは保証協会ということになっておりまして、一概に500万円の場合はいくらです、1,000万円の場合はいくらですということが、ちょっと言いにくいという状況でございます。今現在予算化させていただいているのは、だいたい平均でこれくらいだろうということをもとに、計算をさせていただいております。その計算が1.5パーセントで、保証料率1.5パーセントと見込んで計算をさせていただいております。

以上です。

○委員長（高木法生君） いいですか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） この質問に関連して、質問申し上げたいと思います。実は金融制度というのは、私のように専門に勉強した人間にとってもなかなか分かりにくいんですね。本当に大変だと思います。それでね、さっきの説明でちょっと気になるのはですね、預託金の2,000万円ですね。これは言うならば、融資してもら

う前のね、一部にお礼の意味で充当すると、こういう説明でした。そうしますとね、具体的にちょっとお尋ねしますが、2,000万円限度いっぱいなのね、ある方が融資をお願いしたいと申し込みますね。中小企業診断士の方に申請書を書いていただいて、これならよかろうということで融資申込しますね。それもオッケーということになった場合にですね、この2,000万円を銀行がある事業者からね、交付するときに、そうするとどうなるんです。2,000万円のうち一部がね、この預託金が充当されると。そうすると、利息とかね、なんとか、どういうことになるんですかね。金融機関——元々の手持ちの、例えば1,800万円とね、この預託金の一部を使ったと考えられる2,000万円とでは金融機関の内部のある種負担と言いますかね、コストと言いますかね、そういうものは違う格好になりますよね。大変専門的な質問なんで、河村課長、お答えできるのかどうかわかりませんが、こういう問題は具体的にね、数字を説明していただかないと、何だがお礼の意味で一部充当と言われてもよく分からないんです。まあその辺のところ御説明いただきたいんですが。それともうひとつといいますか、これ今回の一般質問だったかなんですかね、債務超過の中小企業大変多いんですよってどなたか議員さんおっしゃってました。それでね、これ債務超過の法人はね、この融資の対象になるんですか、ならないんですかっていうその2つの質問にお答えください。

○委員長（高木法生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問です。先に2つ目の質問の方から。債務超過の事業主の方が、一概に対象にならないということは考えておりません。当然市税等きちんと完納されている方っていうのが対象に、完納されていない方は対象外といたしますけれど、事業として債務超過になっている方が、一概にそれが対象外と、対象とするかしないかということであれば、それは対象として考えております。

それと最初の質問でございます。預託金の考え方でございますが、具体的に数字を言ったほうがわかりやすいということでございますので。Aという金融機関の方から上限の2,000万円を受けられた事業主の方がいらっしゃる想定します。その場合、その月末をもって、今回ですけれども、月末をもって2,000万円に対する5分の1、これ今現在5倍協調ということで金融機関の方に御協力いただくという制度としています。5倍協調ということになりますと2,000万円の5分の1、400万円を金融機関の方に預託をするということになります。その預託をいたしました400万円を一部財源として充ててくださいねということで、金融機



関の方には御協力いただくということになります。利息の関係のお話しをされていたのでちょっと利息の話までですと、ちょっと複雑になってくるので、一旦預託金のことだけ説明させていただきますと、年度末の残高見込みというものを出します。先ほど言いましたように5倍協調ということになります。2,000万円の融資を受けられた方が、じゃあ今年度末の段階でその返済が行われるかどうかということを確認します。今回の制度については、1年間の据え置き期間を設けておりますので、想定といたしましてこの年度末2,000万円の融資を受けた方は返済額はないと。従いまして、計算式とすると2,000万の5分の1の400万、こちらがAという金融機関に預託をすることになります。その預託金額の流れでございますが、3月31日をもって、その預託金をまた市のほうに戻し入れして、2,000万円借りられた方がその次年度のことを考えますと、年度途中から返済をされたと想定します。じゃあ年度途中に100万円を返済をされたとすると、来年度末には2,000万引く100万円、1,900万円という計算式になります。1,900万円の5分の1っていう金額を、380万円を4月1日の段階でまた同じ金融機関に預託をすると。その年度内に返済された金額、年度末の残高を想定しながらその作業を繰り返すということになります。そこはお分かりいただけますかね。それが、今の、例えば2件になったり、3件になったりということであれば、それをかけるっていう作業ずっと続けていくと。預託金については、その返済が全部行われるまでずっと継続して預託っていう作業をします。

次に利息の話でございます。利息に件については、坪井委員言われたようにちょっと複雑化するものでございますので、利息の考え方には簡略化をしております。利息が発生する部分について、事業主が借りられた際に発生する利息、これは当然事業主の方が支払われる。預託の関係の利息については、預託日から3月31日までの日数計算による利息を、市のほうは頂くという考えでございます。次に4月1日から3月31日まで預託金に応じた、そういった場合は1年間分の利息を市のほうは頂くと。貸付に関する利息の部分と市の方が金融機関に預け入れする利息の考え方も別個のものとして捉えさせていただいております。預託金の考え方が、先ほど私のほうが、大変言い方がまずかったかと思っておりますけれども、言うなりますと市の制度融資というものは、市内の経済の循環を良くしよう、市の経済の活性化を図ろうというもので、融資の利息そのものですね、できるだけ抑えて下さいっていうかたちで金融機関に御協力いただく制度でございます。当然のことながら、金融機関としては自分の銀行が持っている、言うなれば、市の制度融資よりも少し高

い利息の商品というものを売りたい訳でございますが、そこに御協力いただく市の制度融資をもっと使ってくださいというかたちで御協力いただく考えで預託金ということで一部財源少しでも使って下さいというかたちの、お礼ということでは言わせていただいた、まあちょっと表現がまずかったかもしれませんが、そういった意味のものということでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 預託金の問題よく分かりました。まあ融資を受ける場合、失礼しました。今の話で市が預託する預金金利は当然低いですよ。借りる人は借りる金利は当然高いですよ。まあ、その差額をどう考えたらいいのかと思いましたが、そういう質問をしましたが、預託のお話し——今非常によく分かりました。そのように最初から説明していただくと分かるんですが、期末になったら返すんよってそれだけじゃあさっぱり分かりませんでしたから。これは大変ありがとうございます。

あと1点この件に関連して、先ほど債務超過の事業所も必ずしも借り入れ不可能ではないと、こういうお話しです。それはもうそれで分かるんですが、その場合、どちらの方に反映するんですかね。どちらの方って意味はね、借り入れされる方のね利息がそれだけリスクが高いわけですね、銀行は債務超過は普通貸しません、お金は。けどまあ、市が保証料払って信用協会に保証してもらうという意味でね、それはお貸しになると思いますが、当然そういうとこに貸し出す場合はリスクが大変高いですから、保証料も高くなるのか利息が高くなるのか、その辺の考え方を御説明下さい。

○委員長（高木法生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。リスクが高い事業主の方の借り入れの場合につきましては、先ほど保証料のお話しをさせていただきましたが、保証料率のほうが高くなる。利息については、一律という考えでおります。従いまして、保証協会の方が審査をされた際にこの事業主の方については、先ほど言いました0.5パーセントから2.2パーセントまでの9段階のうち、どこの部分に当たる事業者の方かということを決められまして、その該当する保証料率を適用されるということでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませぬか。河本委員。

○委員（河本芳久君） 5-21の有害鳥獣被害防止対策事業のことで二、三お尋ね

いたします。今回の補正予算は途中追加支援というかたちで400万円の補助というかたちになっていますが、予算措置がなされていれば年度途中でもこいつた対応が可能な状況に今あるのかないのか。それから、受益者負担として何らかの割合で負担していくのかどうか、この2件を最初にお尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） まず第1点目、年度途中でも追加が可能かということかと思いますが、先ほど御説明でも申し上げましたが、これ、100パーセントの県からの補助事業となっております。県の方の予算があれば年度途中でも可能という回答になろうかと思えます。

2件目ですが、地元の負担についてということですが、この事業につきましては市の有害鳥獣対策協議会、市から——今回の補正でちょっと説明申し上げますと、市から有害鳥獣対策協議会の方に400万円が支出されます。実施主体は、美祢市有害鳥獣対策協議会が行うこととなります。有害鳥獣対策協議会がこの事業につきましては、原材料の支給を行います。原材料を有害鳥獣対策協議会が購入をいたしまして地元はその原材料を渡すということになります。2件目の地元負担というお話しですが、設置については地元をお願いをしております。その設置を地元で共同でやられる場合には、金額的な負担はないということになります。設置を地元がほかの工事業者なりに頼むということになれば、その設置費は地元の負担ということになります。

以上です。

○委員長（高木法生君） 河本委員。

○委員（河本芳久君） この鳥獣被害については、一般質問でもたくさん議員の方がされているように、年々被害が増大し今まで柵をしなくて良かった所まで、もうイノシシやシカ、また猿、これ被害が拡大して農業者の方大変困っている、これが実態なんです。そこで、やはりこれに係る経費について、今市は県の補助金というか、県の全額支出でこの被害防止を、まあ支援策をやっておると。しかし、単市の状況を見ると、この本年度の予算措置を見ましても捕獲奨励とか、捕獲委託とかそれから捕獲する担い手の育成、こういったものに対しては市は単独でいろいろの支援策をされているが、この被害防止に係る予算措置というのは市としては対応は予算的にはないと、こう受け止めていいのかどうか。だから市は捕獲に関わる経費は出すが、防止柵に対する経費は県に全部事業は依存しておると、こういったことになっているかどうか確認したいんです。

○委員長（高木法生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） 市単独の防止柵等の補助事業ということかと思いますが、今年度から市単独、例えば、地域がある程度の面積がまとまらないとかという場合において、個人の方にその柵等を設置する経費の補助をする市単独の事業——今ちょっと資料がないので事業名まで覚えておりませんが、用意しております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 河本委員。

○委員（河本芳久君） 実はあの、地域全体でまとめて何キロかを防護柵をつくる、こういったときには、今も大型の事業ですか、今まで防止柵をやっておったけどもう破損したとか、または新規に延長をひとつやりたいと、こういう小規模の場合については、なかなか対応がないから自力で頑張っておられるんです。そういったことを考えると、やはり今予算措置がされておると言われたけれど、新年度事業として上がってきてないんですね。そういったことで今後そういった事業に対して、市としてこう応援してますよという情報提供もいただくと、やはり農家の方もそういったものに大変感謝されるんじゃないかなろうかと、そういう面で今深刻な鳥獣被害について市も積極的な対応を27年度事業からひとつぜひともお願いしたい。これ要望としてこの述べておきたいと思います。

以上です。それに対する考え方があれば聞かしてください。

○委員長（高木法生君） それではここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時37分 休憩

.....  
午前10時50分 再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） 先ほどの河本委員の御質問にお答えをいたします。

市の単独事業はないのかということと、市の方針ということだったかと思いますが、市の単独事業につきましては、防護柵等設置助成事業補助金といたしまして、本年度予算に100万円を計上しております。

この事業の内容ですが、個人等が設置される防護柵等の費用につきまして補助をするものです。補助額といたしましては、事業費の50%、2分の1。上限5万円ということになっております。

次の御質問の市の方針ということですが、市といたしましては、延長の長いもの

等事業費が大きいものにつきましては、国、県の補助金を活用し進めてまいりたいと考えております。

個人の比較的簡単な防護策等については、単市の防護柵等設置助成事業補助金で対応をしてみたいと思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） よろしいですか。〔「いいです」と発言する者あり〕岩本委員。

○委員（岩本明央君） 河本先生に先を越されましたんで、2回目の質問は簡単に行います。

今の同じ、5-21ページ。有害鳥獣の関係ですが、先ほど説明がありました400万円。これは、距離にして4.4km。これは、全部町絵にいくんでしょうか。

○委員長（高木法生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） 町絵の外柵といいますか、水田等の農地の外柵を囲むという事業で、4.4kmということです。

以上です。

○委員長（高木法生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） ありがとうございます。

去年もですね、ちょっと私こそっと情報が入ったもので現地に行きましたら、やっぱり、結構あるなというふうな印象で、今年このように付きましたことを大変うれしく思っておるところです。

それで、実は私がもう十何年前に共済組合から原材料の一部負担を受けました。で、共済組合からの補助等は、今はないんでしょうか。教えていただきたいと思えます。

○委員長（高木法生君） 志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） 共済組合の——トタンを確か買ったら、いくらか補助があるっていうふうなんでしょうか。

○委員長（高木法生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） それは、結構です。私がやったのは電柵で、電池とポールと線というのをやりました。まあ、それはよろしいです。

それで、これはちょっと皆さんからのお話なんですけど、今年はスズメの団体で、ばーっと来るのが大変多いようです。これは、課長さん、部長さん頭の中に入れていただきまして、また来年でもいろいろ検討していただきたいと思えます。ただ、

スズメは一概に害鳥じゃないみたいです。百のうち、六割くらいは益鳥らしいです。で、四割くらいは害鳥らしいですから、それは果たして退治してええものかちゅうことは問題がありますんで、その辺は、また来年度御検討をお願いしたいと思います。

それから、3つ目の質問をさせていただきます。5-23ページでございます。社会教育費の中の鳳鳴地域交流センター設置事業というのがあります。これは、校舎の裏側っちゃあおかしいですけど、裏側に旧調理場がありました。この施設は、どのようにされる御予定でしょうか、分かれば御説明をお願いします。

○委員長（高木法生君） 内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） 岩本委員の御質問にお答えします。

この調理場につきましても、今回の改修費の中に入れておまして、簡単な調理設備ができる程度のものは、この整備でやりまして活用することにしております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） もちろんこの施設整備工事費、479万9,000円。これは、校舎はですね、大変古いし、木造で——地域の方の大変な御苦労と、それから子どもさん、先生方の掃除、清掃等で大変よく保管をされてきておりました。それこそ骨董品並みの古い校舎でございます。

それで、これについてももちろん、大工さんなり工務店さんから詳しい修理の内容については検討されたかどうか質問いたします。

○委員長（高木法生君） 内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） ただいまの御質問でございますが、このたびの主な改修といたしましては、校舎の中の一部屋を畳の部屋へ改修。それから、調理室の改修。それから、トイレの設置や網戸の設置。それから、空調設備の工事等が主な内容でございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 私どもの近所では、昔から古家の造作は金がかかると言われております。古い家を修理、改修すると、なかなか破ってみたら、ああここがいけんわあやと。また破ってみると、ここシロアリがついちよらあやと。そのようなケースが大変多くて、古家の造作は金がかかるということわざがあるようです。

ぜひ、多少予算オーバーしても、ひとつその辺のことは十分考慮していただきま

して、貸す側として、また、いろいろお使いになる地域の方も安心して使えるようにしていただきますことをお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（高木法生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 5-21、第三セクター改革推進事業について、お伺いをおたします。

市長さんの提案理由によりますと、この8月5日の日に国の第三セクター等の経営健全化の推進等についてという指針に基づいて、美祢市の第三セクターの評価、検討する、そういうための専門委員を招いて行う費用だということでございます。

それで、この8月5日のですね、該当の部分を見てもみますとね、こう書いてあるんですね。大きなね——これはまさに国の第三セクター等の経営健全化等に関する指針の第1、第2とありまして、大きな第2がありましてね、地方公共団体の第三セクター等への関与、という中の大きな1。経営状況等の把握、監査、評価という項目のさらに（2）にこう書いてあるんですね。地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助についての監査——これはこの前、代表監査委員と申しますか、監査委員事務局長お答えになりましたね。地方自治法199条の第7項の監査委員さんの御仕事の中に入ってます。で、財政援助についての監査——これは市の監査委員ですよ。それから、出資法人に関する監査——同じく市の監査委員の監査です。及び外部監査制度——これは、まさにまた別の項目です。これには、地方自治法第252条の37の第4項になってますが、これらにより第三セクター等の経営や公的支援の実態を把握し、監査結果については、議会・住民に対して説明を行うとともに当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講ずべきであると、こう書いてあります。

それでね、これ見ますとね、90万7,000円ですかね。90万7,000円はですね、この外部監査じゃないですよ。市長さんの答弁によりますとね、何て言いましたかね、外部の専門家を委員として招きっていう、その費用となっていますが、この外部の専門家っていうのは、どういうレベルの人なんでしょうか。この検討委員会のレベルとか内容と、それから、いつからいつまでの間にこれを実施するのかということについて、とりあえずお答えください。あとまた質問があります。ああ、じゃあ最初に言うておきます。あのね、実はね、これ26年の8月ですよ、ごく最近出た。で、これも竹岡議員さんが、何か国が抜本的に方針を変えたというふうな御理解なんです、私はそうは思いません。同じ、これ、平成21年の

6月23日の指針です。これにはね、こう書いてあるんですよ。同じことがね。これは、対策です。存廃——存続するのか廃止するのかを含めた抜本的改革を行うにあたっては、第三セクター等により提供される在サービスの経済的性格を含めた事業そのものの良い採算性、事業手法等の選択について、可能な限り広範かつ客観的な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断すべきである。また検討は、第三セクター等の改革について、——というこれは、平成20年6月3日に出ている通知ですが——により、その設置を要請した検討委員会——経営検討委員会となっておりますが、——において行うとともに、必要に応じて外部監査を活用することが適当であると。こうなっています。

で、今回の90万7,000円ですかね。（「97万」と発言する者あり）97万ですかね、これを支払う対象になってる外部の専門家ってのはね、多分ここであるところの経営検討委員会だと思います。したがって、今回の指針ではこれ書いてないんですよ。実は前の話。私は従前から何度もこの美祢市の三セクについては、外部の検討委員会を設置して検討してくださいってのは、もう随分前から私、何度もこの議会をお願いしておりました。それがやっと今回実現したということでありまして、実はこれ今回の8月5日の指針の結果じゃないですよ。その点、河村課長お答えください。

○委員長（高木法生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） はい、ただいまの御質問でございます。この度設置いたします委員会につきましては、市長の諮問機関として捉えております。この委員の方々でございますが、弁護士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の先生方ということを考えておまして、今年度はまずもって、美祢市版の指針を策定していこうという考えでおります。引き続いて、二つの三セクの経営状況の確認等を行っていただくと。来年度以降についても、経常的に両三セクの経営状況を把握していくという考えでおります。

以上です。

○委員長（高木法生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私が伺ったのは、今年の8月5日に出た指針に基づいてと市長さんおっしゃてるけれど、そうじゃないんでしょう。それ以前の、21年の指針に基づいて外部の専門家を入れた検討委員会を設置すると。こういう意味でしょうねっとお聞きしてるんですよ。どうです。

○委員長（高木法生君） 河村商工労働課長。



○商工労働課長（河村充展君） はい、このたび設置いたします委員会につきましては、あくまでもこのたび、8月5日に公表されました指針に基づいて、当然のことながら経営の健全化に関することも確認していただきますけれども、活用についても考えていくということもございますので、それを受けまして委員会を設置するという考えでおります。

また、そこに至ったところについては、坪井委員のほうからも再三御指摘いただいているところでございますが、三セクの経営状況が一言で言いますとあまり良くないという状況でございます。そういったものもございまして、総合的に判断し、この度の指針を受けて新たに設置をさせていただくというものでございます。

○委員長（高木法生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） じゃあもう一遍言いますよ。これね、8月5日に出た指針ですよ。そのね、さっき申し上げた大きな第2の1の（2）です。

まずもってね、市の監査委員さんに監査してもらなさいって書いてあるんですよ。だけど、この前お聞きしたら小田事務局長は、監査したけどあれは指定管理者として事務的に監査しただけであって、こういう観点からしとらんとおっしゃる。全然違うじゃないですか。それで、しかもここはこう書いてあるんですよ。財政援助団体ということに関する監査をなさい。出資者に対する監査もなさい。ね、しかもその監査結果をですよ、議会や住民にしっかりと説明しなさいとなってるんですよ。あなたのところにこれ無いですか。このガイドライン、無い。ありませんか。ちょっと委員長確認してください。

○委員長（高木法生君） あるそうです。

○委員（坪井康男君） これにもそう書いてあるじゃないですか。これ、どれにも当てはまっていませんよ。最後は、ここでは外部監査制度って書いてありますよ。さっきあなたが答えられたのは何か中途半端なね、弁護士や税理士や云々って話ですよ。レベル違いますよ。でね、美祿市では外部監査一回行われてますよね。何です——観光事業特別会計ですよ。その時に払った——これ、まさに公認会計士です。いくら払ったと思いますか。今朝確認しましたら470万ですよ。外部監査ってのはね、それだけ厳しいんですよ。しかも、この出たばかりの8月5日の指針では、最後はそう書いてある。前段階で市の監査委員に監査してもらいなさいって。あなた答えられなきゃ篠田局長答えてください。あなたのほうが専門家だから。いかがですか。ちょっと違うんじゃないですか。

お願いします。

○委員長（高木法生君） 篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） まずですね、この度の新たな指針と旧指針の大きな相違点というのを、まず御説明しないと先に進まないと思いますので、若干説明させていただきます。従来の指針と今回の指針の大きな違いは、新たな指針では第三セクターの経営健全化と適切な活用による地域の元気創造の両立を要請したものでございます。

この中で——坪井委員もよくご覧になって、お解りと思いますけど、大きなポイントとしては地域の特性ということと、あとゴーイングコンサーンの明確化という言葉が五、六箇所出てこようかと思います。ゴーイングコンサーン——存続、事業継続の前提となる条件でございます。ですから、これを河村課長が申しました美祢市版の、ある意味事業継続の指針、方針、取り決め、それと、そういったことをこの委員会で決定していこうというものでございます。

確かにあのう——それでは、坪井委員の御質問に戻りますと、第2の1の（2）。これ、財政援助についての監査、出資法人に対する監査及び外部監査制度等により第三セクターの経営や公的支援の実態を把握し、監査結果については議会、住民に対して説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講ずるべきである。また、一定の要件を満たす、それ以外の第三セクターについても外部の監査を積極的に活用することが望ましい。というふうに書かれております。ですから、当然、外部の検討委員会にこの指針を点検していただいて、当然その中で監査等の御意見もいただけるものではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 少しニュアンスが違くと私は認識しています。当然、ゴーイングコンサーンとしてのね、検討していくってのは、それは当たり前なんで、前からの指針もですよ、頭から藪から棒に三セク、ちょっと赤字ならぶっ潰せって書いてないですよ。そこを、何か誤解があると思いますよ。

今回の場合ね、何を言ってるかっていうと、経営健全化を前提に田舎の三セクはなかなか他の競合できるような、一企業が来てくれないから、そういうところがもうせっかくあるんですから、極力存続させてですよ——経営健全化が前提なんですよ。赤字をまだ残せって言ってないんですよこれ。そののところがね、あなたは欠落している。大事なことがポーンと抜けてるんですよ。何か無条件にね、赤字でも何でも債務超過でもいいから残せと、言ってないですよこれ。根本が間違っ

す。私は今回のこの改正案は、抜本的に方針変更じゃないと思ってます。今までのように、ただ整理せ、潰せの一点張りじゃないのは確かです。だけど、よく精査してみて——これが大事なんです。闇雲に何もせんで残せじゃないんですよ。美祿観光開発がなんぼ800万も1,000万も赤字出しても、それ残せじゃないんです。そこのところが間違ってますよ、あなた方は。あくまで経営健全化を前提になるべく残しなさいって。

今回もあれですよ、安倍総理が石破大臣、あれ何大臣ですかね。地方創生大臣。アベノミクスのね最後で、もう地方を元気にしなくては、なんぼ旗振ったって日本経済は良くならない。そういう観点からですよ、せつかくある三セクだから、多少の赤字程度ならてこ入れをしてやりなさいと。ところが3,000万円を食い潰してですよ、今美祿観光は資本金6,000万円ですよ。ネット試算はもう2,000万円しかないんですよ。そんなものをね無条件に残せっていうんじゃない。そこんところが根本的に間違っていると思うからもう一遍言うて下さい。違うかどうか。

○委員長（高木法生君） 篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） はい、私も先ほど最初に申し上げましたように、第三セクターの経営健全化と適切な活用による元気創造の両立を要請したと。ですから、あたかも、企業存続を前提としたことじゃありません。だから私も、最初から先ほどの説明でも経営健全化と地域元気創造の両立を要請しているんだと説明申し上げました。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） そういうわけで、私ね、実は竹岡議員のね冒頭の一般質問が気になっているんですよ。何が何でも残せっていうふうに抜本的に方針が変わった、そのようななんか発言をされたと思います。まあ、そうじゃあないちゅうんならいいです。じゃあ次にいきます。でね、今もう一遍言いますよ。もう前の指針でね、21年度指針で外部検討委員会をつくりなさいってなっているんですよ。今回のね、指針は監視委員、市の監査委員の監査の後にはもう外部監査って書いてあるんですよ。これ前の指針に後戻りしてるんですよ、篠田局長。それをさも今回の指針でね、従ってやられたってうそです、これは。完全に間違っている。これ現にあれだったら見せますよ。その話はいいです。次にね、今実はね、美祿観光開発については検討委員会設置されて検討していますよね。それで今回新たな検討委員会設置

される。まあ弁護士さん、税理士さん、社会保険労務士さん。で、これいつまでにね、回答書といたしますか、計画書が出てくるんですか。それで仮に早く出てきたら、まだ従来の道の駅、美祢観光の検討結果はまだ出てきてないとおっしゃる。それでじゃあ似たような時期に二つ結果が出てきた場合、どちらが優先するんですか。お答えください。

○委員長（高木法生君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） さすがやっぱ、坪井議員さん資本論の詳しい方ですから、質問がかなり高度な質問をされると思います。ただあの一つだけですね、あたかも私が一般質問でうそをついたような雰囲気を受けましたんでちょっと申し上げておきます。全体的にはいいんですが、今議論となっている検討委員会。坪井議員さんが今までずっと言われておられた経営検討委員会、それは現在もう動いていると思います。私が一般質問で申し上げたのは、今回経営責任の明確化と徹底した効率化という項目が3番目にあります。大きな項目が。それが（3）もし持つておられたら見ていただきたいですね。ここに（3）、全文は読みませんが、真ん中へんから読みます。第三セクターとの内部における組織体制、それから責任、サービス、会計及び資金の管理運用の経営上の重要事項について、あらかじめ当該地方公共団体としての監督方針や基準を策定し明確にしておくことが望ましい、ということで私は一般質問の時に、つまりマネジメントをどうさせるんかという基本的な項目を策定をするということを義務づけられているんじゃないですかと。したがって、どうお取り組みになるんですかという質問を申し上げました。それで私は、今回補正が出てるのは、この検討、いわゆる市がどう関与するか、今坪井委員さんがおっしゃったように監査委員をどういうにやるんか、内部監査をどうするんか、外部監査をどうするんか、あるいは第三セクターそのものの監査委員がどうやるんかというのも入るだろうと思うんですね。全ての市がこうしたものを市がどう関与していくかという基本的なものを作り上げる機関だというふうに認識したんですが、違うんでしょうか。ちょっと坪井議員さんと僕と根本的に議論が、かみ合っていないというふうな気がしています。併せて御回答願いたいと思います。

○委員長（高木法生君） 最初の坪井委員の御回答をお願いいたします。河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） 先ほどの御質問でございますけれども、美祢観光開発株式会社で設置されている経営検討委員会と、この度の第三セクター対策室のほうで所管いたします委員会というものは、全く別物でございます。先ほど私の方か

ら言わせていただきましたように、このたび私の方で設置するものは、あくまでも市長の諮問機関でございます、その中で、いろんな市の方針等を決めていく、言うなれば美祢市版の指針っていうものを策定していきながら、その中には当然、存廃に関するような項目も入ろうかと思えますし、先ほど竹岡委員言われましたように組織体制、責任、服務、会計いろんな諸問題に関する事項等にも入ってくるものと思えます。そういった多面的なものを指針の中に入れ込みまして、それを基に委員会のほうで議論していきながら三セクの経営の健全化、また活用について議論していただく、市長のほうに助言いただくということを考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） あのう竹岡委員さんの私への質問は後回しにさせていただきます。今の…

○委員長（高木法生君） 河村課長。

○委員（坪井康男君） 河村課長に対するあれですよ。私どう質問したかももう一回言うてください。あなたいつも私の質問に答えちゃあない。なしてですか。今のね、経営検討委員会やってるでしょう。あれだって相当広範囲にね、美祢観光開発をどうするんだということ書いてあるでしょ。書かれるんでしょ、今後。その結果報告と今回の市長の諮問機関でいいですよ。検討委員会がやっぱり出されるでしょう。経営検討計画かなんか知らんですけど。それがお互いね、いうことが違う、バッティングしたらどっちが優先するんですかと私質問したはずですよ。あなたいつもね私の質問に答えちゃあない。ちゃんと答えて下さい。

○委員長（高木法生君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 坪井委員の御質問ですが、ひとつ前の御質問の中で、この検討委員会の中で美祢市独自の指針を策定するというのは、いつまでにやるか御質問もあったかと思いますが、さっそく議会でこの予算をご承認いただきまして、さっそく10月に委員会を発足し今年度末までになんとか美祢市独自の指針の方を策定しようというふうにもまず考えております。次に美祢観光開発による独自の改善計画というものが8月の末に観光開発の方に提出されております。これに基づきまして、下半期及びこれから数年間にかかる新たなその改善計画を基に観光開発としての方向性であったりとか、そういうのは会社独自でいま一生懸命考えられているところがございます。そういったものを提出していただいて、美祢市として

のそのあり方であったりとか活用が充分なされるのか、これが経営の改善となるものなのかというところを今度は市の市長の諮問機関としてそれについて調査をし評価をしていくというふうなところでの市の委員会ということでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 西田部長ね、これ目的はですよ。経営状況の把握なんですよ。指針じゃないですよ。間違ってますよ。経営がどうなっているか客観的に調査するって。それは市長の諮問機関であって、市の方針を出すような、そんなんじゃないですよ。間違ってますよ。もう一回ちゃんと言ってください。これ書いてあるじゃないですか、ここに。経営状況の把握、監査、評価って書いてあるじゃないですか。経営状況の調査から始まるんですよ。それなくして指針が出るわけじゃないですか。きちんと答えて下さい。

○委員長（高木法生君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 市のほうで考えている指針というものは、あくまで第三セクターそのものの指針でありますので、個別の当然それに基づきまして今二つほど三セクがございしますが、それぞれの把握、それから評価ということがこの8月5日に出ました指針の2ページ、1の経営状況等の把握、監査、評価というところにもはっきり明記してございますし、その1の部分の（3）ですね、これ若干竹岡委員先ほど言われたと思いますが、公共団体は経営資産債務の状況等把握した上で、継続的かつ定期的な評価を行うことができるというふうに書いてございます。さらに、その下には評価に当たっては外部の専門員の意見等も参考にしつつ、第三セクターが行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来性の見通しを十分に精査しなさい、ということで、戦略局の局長の方が言われましたその中には、ゴーイングコンサン、存続ありきかどうかということも含めたことを評価するというふうな委員会としたいと思っておりますので、その委員会の指針はやはり必要ではないかというふうに思っています。

○委員長（高木法生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私が申し上げているのはね、今回出たこのガイドラインですよ、ねえ。三セクの経営状態をしっかり把握しなさい。監査しなさい。で、その結果をふまえて評価をしなさい。それ以降は確かに市長の評価でしょう。だけど年末までにね、じゃあ、今の検討委員会のね、現状把握の報告は出ないんですか。どうなってるんですか。私は、そりゃ当然、経営状況の把握ですよ。監査、監査結果で

すよ。概ね適正に処理されていたなんてそんな、訳の分からんあれじゃなくて、きちんとした内部監査をしろって書いてあるんですよ。しかも出資先としてしなさい、ねえ。だから財政援助団体等としてしなさい。内部監査だって厳しい監査基準があるんですよ。そういうことすら行われてないじゃないですか。美祢市の場合は。そこを言っているんですよ。だからまずね、解りやすく、じゃあ聞きますよ。この外部検討委員会でね年末までにね、さっきね、おっしゃたけど、報告書はでるんですか、出ないんですか。それで出るとしたらどういう内容ですか。経営状況の現状把握の報告書でないんですか。年々800万もその赤字が出て、ねえ。それで3,000万円食いつぶして、今は外形的な資本金は6,000万円ですよ、あそこは。ネット資産は2,000万円しかないですよ。そういう現状をきちんと把握して、こうですよっていうことを議会に説明しなさい。それから市民にも説明しなさい。そういうことが、これ書いてあるじゃないですか。違いますか。それで経営責任の明確化、徹底した効率化をしなさい、ねえ。経営者不在じゃないですか。もう一回言いますよ。代表監査委員ここにおられるけど、ねえ。汗を流しながら努力しているって。結果見えないじゃないですか。じゃあ3,000万円も出資した後、その年度はなんとまた800万円って。なんの努力もなされてないじゃないですか。そういうことをもっと市民の皆さんに知らせなさいって。そのためには客観的なこういう外部の検討委員会で確認したものを調べなさいって、そうじゃないんですか。お答えください。

○委員長（高木法生君） ここで暫時休憩します。

午前11時30分

.....  
午後1時00分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） それでは、午前中の坪井議員の御質問に対してお答えしたいと思います。第三セクターと改革に係る外部委員会の役割でございます。指針に沿って御説明申し上げますと、第2、地方公共団体の第三セクターの関与といたしまして、経営状況の把握、監査、評価が必要なわけでございます。したがって当然経営状況の把握、監査をふまえた評価というものが必要となります。したがって監査につきましては、市長が代表監査委員に対しまして監査を要求する手順になろうかと思えます。次に評価にあたりましては指針にありますように、

外部の専門家の意見等も参考にしつつ、と記載されております。この外部委員会で、合理的な評価基準の策定に取り組んでいただくことになろうかと思えます。さらに、指針の3ページにありますように、第三セクターの内部における組織体制、責任、会計、資金管理、運営上の注意事項についても基準策定に取り組んでいく予定でございます。

それと、なお、今回の指針の特徴でございますけど、役割分担というのが明確にされております。ページ6ページにありますように、地方公共団体が主導することが必要と明記されております。また、現在美祢観光開発経営検討委員会があるわけですが、この委員会については会社が自ら立ち上げられた委員会でございます。そうしたことから今回こういった河村課長が申しあげました美祢市版の指針、これがベースとなって今後の事業継続、あるいは事業改善等の指針になるものと考えております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） ありがとうございます。大変よく分かりました。そのとおりだと思います。私手元に同じものがありますからその通りだと思いますが。またひとつだけ嫌ごを言います。この中にね、今言われた大きな3番の経営責任の明確化と徹底した効率化等っていうのがございます。その（2）にね、こう書いてあるんですね。第三セクター等の事業内容、他の出資者及び利害関係者との関係等により地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのか十分に検討を行うことが求められると。従来から私が、美祢観光にしても美祢農林にしても経営者が不在だと、何度も口を酸っぱくして申しておりました。この指針にも明確に書いてあります。市の職員が兼務する場合は充分検討しろと。だから職責を果たされないなら、これはもう辞任していただくしかないんです。この点特に強調しておきます。よろしくお願いします。

それから、続けて、別のあれいいですかね。

○委員長（高木法生君） はいどうぞ。

○委員（坪井康男君） そうしますとね。もうひとつはっきりしないのは、今、美祢観光開発株式会社が経営検討委員会をおつくりになっている。それで、その報告書は、この前市長さんのお話によると、一旦来たけれど突き返したということをおっしゃったような記憶がありますが、それはそうなんですか。そして、そちらの方はどういう状態になっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（高木法生君） 河村商工労働課長。



○商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問です。今言われましたように、市長答弁の中にいわゆる突き返したというような表現があったかと思えます。その際にですね、市長に会社のほうから説明があった際に、ちょっと小さい話ばかり、言うなれば目先の話を先にしてしまったというか、ことで、大きな話ですね、長期ビジョンとかいうところ、そういった話が先にできなくて、言うなれば先にそっちじゃろうかというような意味で突き返されたということでございます。

今現在の進捗状況でございます。8月の末にコンサルのほうから会社の方に対して経営改善計画というものが出ております。今現在それに基づきまして、市長の答弁でありましたように、まず下期のことについて、すぐに実行できること、それによって経営が良くなっていくというようなもとの行動計画表というようなものをつくられまして、それに従って収支改善がどのように図っていけるかっていうものを作成されております。こちらの作成が終わりました段階で経営検討委員会のほうに現状の確認をします。その後臨時株主総会というものを開きまして、後期の、下期の部分ですね、言うなれば事業計画が変わっていくところもございまして、事業計画の修正案と事業予算の修正案というものを臨時株主総会に諮るという段取りで今進められております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 大変よく分かりました。以上で質問を終わりますが、私午前中にですね、間違ったことを言っていたようです。あの21年度に行われました美祿市個別外部監査の、これ公認会計士に依頼した費用がですね、470万と申しましたかね。正確には420万ということでございますので、お詫びして訂正いたします。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。5-21ページですけど。これは美祿あきない活性化応援事業のことなんですが、この条件がですね、この事業の内容を見ますと、条件が公民館の半径500メートル以内とあるんですが、赤郷の大正洞、景清洞がこの範囲に入るのかということと、ここの周辺の方が言われたのではありませんが、大正洞、景清洞周辺で開業したいと、その制度を活用したいと言われた時に当てはまるかどうかということなんですが。もし地域の活性化といえれば必ずしも公民館周辺とは限らなくて、最近は大正洞にしても小郡・萩間道路が出来て、美



以上でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 均等割ということですが、やはりこうしたそれぞれ人口も違いますので、そういった面でちょっと詰めはなかったんでしょうか。

○委員長（高木法生君） 綿谷観光振興課長。

○観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。人口規模というよりも観光施設にいかにお客様が運んでこられるかという数字的に見ますと、萩、長門、宿泊施設を持っている萩、長門、山口比較検討しても秋芳洞に入られる方もかなりいらっしゃるということで、その面で均等割ということでお話しが、協議が進んだところでございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） はい分かりました。なんか萩に負けないように、それはそれで頑張っていたきたいと思います。次ですが、教育費ですけど、提案説明では於福の調理場が廃止され、食数が増加する嘉万共同調理場及び大嶺共同調理場における施設等整備するため云々とありますが、嘉万調理場に何人、嘉万調理場は食数が何食になるのでしょうか。大嶺調理場も何食になるのでしょうかお尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えいたします。平成27年4月1日からは、大嶺の共同調理場から児童生徒数が628人の給食、嘉万共同調理場からは250人分の給食を、プラス教職員分の給食をつくる計画でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） それで、学校給食の今後の方針ですがお尋ねしたいのですが。児童数が多くてこれからの発展してくような真長田地区における淳美小学校も設備が整った学校給食施設は廃止をして、今、かたや今、今回の嘉万調理場、これはですね秋芳北中が南に統合されるのですが、その北からされて、北からを配送ということなんですけど、距離的にも遠くて、遠くへ搬送しなければならないことは本当に非合理的なやり方と思いますが、今後の給食のあり方っていうか、学校給食の方針はいったいどうなっているのでしょうか。

それと、これの改正で美祢地区は何カ所かということと、秋芳は今のことで2カ

所になるとは分かりましたが、美祢地域は何カ所になるのでしょうか。今後の方針も併せてお願いいたします。

○委員長（高木法生君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えします。現在、秋芳北中学校、秋芳南中学校の学校給食につきましては嘉万の調理場から配送をすることを今現在しております。ですので統合後も新しい学校ができましても嘉万の調理場から配送したいと考えております。給食調理場の統合につきましては、美祢市の第1次総合計画及び行政改革大綱に基づきまして、単独調理場をまず廃止し共同調理場化にし、今後につきましては学校の再編統合の進捗を踏まえながら、さらなる統合を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 嘉万の北から南へ持って行くっていうのが、本当、距離的に非合理的でないかと思えます。そして、今の秋芳では2カ所残るんですよ。美祢地区は何カ所、4カ所でしたか。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 美祢市には伊佐の学校給食共同調理場、厚保、大嶺、於福、豊田前の5カ所になります。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 私思うんですけど、給食を動かせば動かすほど食味が落ち児童生徒がおるところから、遠くからこう持ってくるというのがどうも納得いかないんですけど、ということで。それと美祢は5カ所と美東は1カ所になる訳なんですけどなんかその点もなんか、どういうんですかね、平等でないっていうか、ちょっと不合理に思うんですが、今後改善とかあるのでしょうかお尋ねします。

○委員長（高木法生君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えします。先ほど5つあると申しあげましたが、於福の共同調理場、嘉万の方に統合いたしますので4つになります。給食につきましては、今ある給食施設の整備の能力と児童生徒数の状況と勘案いたしまして適切な配送計画、そして温かい給食が配送できているというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 1点だけ質問をしたいと思います。資料の5-17なんですが、活性化対策費のなかのふるさと美祢応援寄附金事業についてお尋ねをします。今回の市長の提案説明では、寄附者の大幅な増加に対応するために贈答品代等を3,826万2,000円をそれぞれ増額しているというふうに説明がしてございます。さらにですね、きょうの毎日新聞にですね、同じく美祢の状況も記事として掲載されておるわけですが。要するに、今の状況では地方交付税が減額されたり、さらに納税者の減少など、市の財政にとっては非常に厳しい状況ばかりが発生しているんじゃないかというふうに思います。で、今回は3,800万、当初予算では600万から2,574万補正して3,174万ということで、市の財政にとっては非常にうれしい状況になっております。この新聞の中でちょっと書いてあるのがですね、この納税の内容についてちょっと1点お尋ねします。ふるさと納税は都道府県や市町村に寄附した金額のうち、2,000円を超える分が所得税や住民税から控除される制度。2008年から導入されたものということが書いてあるんですが。例えば1万円寄附したとします。2,000円を控除しますから、8,000円残りますよね。その8,000円は丸々この税金の控除の対象になるのか、ならないのかということをもまず1点。

それからもう一つはですね、今後、今回の増額の理由の中に1万以上の寄附者の返礼品に秋吉台高原牛1キログラムなどを加えたと、そうすると非常にふえたというふうに書いてあります。やはり単なる寄附だけでなく返礼品によってふるさとの特産品をPRしていくことも考えられるというふうに思います。今後どのような方面に力をいれていこうとされているのか、2点についてお尋ねをします。

○委員長（高木法生君） 佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君） 萬代委員の御質問にお答えいたします。まず1点目、1万円寄附された場合の2,000円の控除額残りの8,000円が税金の控除になるのかという御質問だったかと思いますが、これにつきましては、ふるさと納税をされた方が、税金を納めていただける方であればですね、その1万円のうち、寄附していただいた1万円うち、2,000円は御自分の負担額ということで8,000円が寄附をおこなった年の所得税からの還付と翌年度の個人住民税額からの税額控除というかたちで受けることができる制度となっております。

続きまして今後のふるさと納税の取り組みの状況についての御質問であったと思いますが、本年度ふるさと納税の額がふえております。これにつきましては、理由につきましては、大きく3つあると考えております。先ほどお話しがありました

ように今年度からお礼の品物としまして、牛肉を加えました点。続きまして2点目といたしまして、ふるさと納税の制度の認知度がかなり上がっているということで、新たにふるさと納税をされる方がふえているという状況です。もう一つは3点目は本市のふるさと納税の業務について、6月2日からクレジットカード決済の導入やその他お礼の品物の追加等行った、業務の改善によってふえたものと考えております。今後につきましては、魅力ある商品の追加並びに申込者の手間の省略とサービスの向上により、寄附金額をふやしてまいりたいと考えております。なお、この制度につきましては国が今後制度の見直しというか、を考えておりますので、それに併せて私どももふるさと納税の寄附金がふえていくように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 有線テレビで見ておられる方もある程度理解できたもんじゃあないかと思います。やはり、美祢市も人口が少しずつ減っていく状況でもあります。だから、やはりこういったことをもう少し力を、ただ納税してくださいというふうにいうことは多分できないと思うんですが、やはり特産品のPR等も兼ねたかたちでですね、積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 私はごく簡単な質問でですね、同じページ5－17ページなんですけど、社会保障・税番号制度職員研修ということでちょっとお尋ねしますが。ちょっと金額がですね、研修にしては400万円ということですね、太い金額。これは新しいおそらく社会制度の関係でですね、いろんな研修をされると思うんですけど、どういう内容の研修をされるかちょっとお聞きしたらというふうに思いますが。

○委員長（高木法生君） 大野総務課長。

○総務課長（大野義昭君） それでは、ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。ご存じのとおり、マイナンバー制度の関連4法が、昨年5月4日に成立して5月31日に公布されております。それで実際にスケジュールを申し上げますと平成27年の10月から実際に個人番号あるいは法人ナンバー等が付番、そして通知するようになります。それから、平成28年8月から希望者にICチップ付きの顔写真等が印刷された個人番号カード等が実際に交付されるようになります。まあ

そういった意味でも実際にスケジュール的にはもう1年を切るような状況で早急な対応が求められております。

ご存じのとおりこのマイナンバー制度に関しましては法律ですごい締め付けがございます。まず利用するのは社会保障、税それと災害等に関するこの分野に限って現段階で行われております。これ以外の業務等に番号制度を使うと法律違反となつて、かなりの罰則等も設けられております。それと個人情報保護という面からかなり厳しい制約が設けられております。こういった件に関しまして、まだ職員等に関しまして肝心の知識が行き渡っておりません。こういったまず番号制度自体の知識を職員に研修させます。それと実際に使える業務というのが法令で今のところ97事業に限られております。97事業に関連した内容と言いますか、で主務省令で言いますと600から700の事業が、ナンバーが使える業務というふうに指示されております。実際に今度は市において、この600から800という業務をさらに洗い直して美祢市としてどういった業務に使うのか、そういったものも含めて再検討する必要があります。

さらに、こういった法令以外で美祢市として使う業務を制定するには、さらに美祢市独自の条例等の制定も必要となってきます。またですね、このマイナンバー制度によりまして、かなりの業務の効率化が図られます。これまでは一つの申請に対して、例えば所得証明、あるいは住民の証明等が添付される必要があったものも、今度このナンバー制度によりまして、そういったものがいらなくなります。そうするとかなりの今度は事務の効率、全体を見渡した事務の再編等も必要となってきます。そういった面を専門的な見地から講習していただくというふうにしております。だからかなり将来的に、かなりの人員削減等もでてきますし業務の効率、あるいは残業の縮小そういった面のかなりメリットがあるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） はい、分かったような分からんようなありがとうございました。結局、だから業務委託ということは、どっか研修について委託されるわけですね。はいわかりました。よろしゅうございます。もう一点。5-23ページなんですけどね、美祢駅の改修をされます。業務委託料が209万というふうになっておりますけどね、これ、積算された内訳が分かればというふうに思いますが。

○委員長（高木法生君） 綿谷観光振興課長。

○観光振興課長（綿谷敦朗君） にぎわい創造M i n eステーション事業の業務、運営業務についての御質問でございます。これにつきましては、人件費、臨時職員を1.5名分、と申しますのも21日勤務の方と11日勤務の方、2名なんですけど、計算上1.5名分の人件費これが140万9,000円、あと消耗品が19万、通信費が3万円、使用料がNHKの受信料等ですね、こちらが3万2,000円、それに光熱水費、雑費含めまして196万3,000円になります。それにこちらのM i n eステーションの看板の製作料がこちらの業務委託料に入っております。木製看板の製作委託が12万6,000円入っておりますので、総額209万円という業務委託料の内訳でございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 140万9,000円というのは何か月分になるわけですかね。

○委員長（高木法生君） 綿谷観光振興課長。

○観光振興課長（綿谷敦朗君） 秋枝委員の御質問にお答え申し上げます。人件費部分につきましては12月、1月、2月、3月、4ヶ月分を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） ほかに。三好委員。

○委員（三好睦子君） ちょっと関連してですが、今の5-23ですけど、施設整備工事費とあります。これは、美祢駅の施設改修工事ですが、JRの施設ですが昨年厚保と於福とトイレの駅舎の改装で3,000万円使われました。で、今回は1,209万9,000円という試算が出ておりますが、JRの施設の工事っていうのはそのJRの指定業者、その指定業者っていうかJRの業者でないといけないということなんですけど、今回は美祢市内の業者に施工をできないかということと、この1,209万9,000円の試算はJRの言われた金額なんかどうかということも併せてお尋ねします。

○委員長（高木法生君） 綿谷観光振興課長。

○観光振興課長（綿谷敦朗君） 三好委員の御質問にお答え申し上げます。ただいま御指摘ありましたその建物部分の改修でございます。こちらの建物につきましては、JRの関連会社でありますJRサービスネット広島というところが所有しているところございまして、こちらのほうと無償譲渡ということで現在口頭ではあり



ますけれど、そういう回答をいただいております。これから本格的な手続きに入っ  
てまいります、それを踏まえ、改修については市内業者で行うこととして現在調  
整中です。

もう一点、積算につきましては、これはJRが出した積算ではございません。当  
方で建設課のほうにお願いしまして仕様書、積算をしていただいた金額でございま  
す。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。荒山議  
員。

○委員（荒山光広君） 5-21と23ですが、009各種観光イベント推進事業で  
大田・絵堂行軍・ウォーク補助金145万がございまして、説明にもございましてけ  
ど、大田・絵堂戦役150周年の関連の事業だと思っておりますけれど、この事業につい  
て具体的にですね、どういったことが行われるのか少し、もう少し御説明いただき  
たいのと、それと、先ほどからでしております、にぎわい美祢ステーション事業で  
ございましてJRの美祢駅舎を改修して活用しようということでございまして、まあ  
これはこれですばらしいことだと思っておりますけれど、展示コーナー等を設けられて  
情報の発信を行うということでございまして、ただものをつくって展示をしても人  
が来ないことには意味をなさないというふうに思っております。将来的にですね、  
観光協会に業務の委託をされるってことですが、この駅舎等を使って、当然美  
祢線も使ってということになると思っておりますけれど、どういうふうな展開をされよう  
としているのか、その2点についてお伺いしたいと思っております。

○委員長（高木法生君） 綿谷観光振興課長。

○観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの荒山委員の御質問にお答え申し上げま  
す。まず、大田・絵堂行軍ウォークのイベントにつきましては伊佐の奇兵隊本陣跡  
から美東町大田にございます金麗社、こちらまでを歩く行軍30キロ行軍がひとつ  
のイベントでございまして。もう一点が金麗社から香水峠の約5キロぐらいですか、  
こちらをまあ奇兵隊の格好をしたコスプレで歩こうという、まあこれは楽しもうと  
いうイベント、この2つを行おうとしているところでございまして。これは実行委員  
会さんがいろいろ企画もされて実行されようとしておりますが、市もこれに対して  
支援していこうというところでございまして。これの時間帯等につきまして、実際に  
何時ごろやるのかというものについては現在調整中でございまして、ここでははっ  
きりと申し上げることができません。

続きまして、美祢駅のステーションにつきましては、ほとんど利用される方は学生さんが大変多ございます、美祢市内の情報、例えばジオパークの教育的なもの、あとミネコレクション、六次産業で美祢市が指定しました六次産業の3品の紹介、また地旅、この辺りの資源を回るツアーの紹介等を行うことで、学生さんから始めていろんな方にその情報に触れる機会が多くなるというふうに感じておるところであります。

また、来年からご存じのとおり、大河ドラマが始まります。萩方面、下関方面にくる観光客の方がふえると思いますがJRの割引、セット割引がきいた美祢線利用の割引チケット等も発売するというお話も聞いております。そういったことも併せて、美祢線の西の玄関口である美祢駅のにぎわい創造という面で美祢駅を改装してお客様をお迎えできる体制を整えようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 荒山委員。

○委員（荒山光広君） はい、よく分かりましたけども、先ほど言いましたようにですね、施設等の整備、確かに大事なことであります。まあただ、いろんな仕掛けをつくらないとですね人も寄ってこないというふうに思います。先ほどお話しありましたように大河ドラマも一つのチャンスでもございますし関係のある萩市、防府市さん等はですねもうすでにすごい活動もしておられますし、ホームページを通じて素晴らしい情報の発信もされております。ぜひ、美祢市もですね乗り遅れることなく、いろんな仕掛けをつくりながらですね多方面にPRをしていただきたいというふうに思います。特に大田・絵堂行の関連のウォークですけれども、非常にユニークな取り組みだと思います。今から実行委員会の方で詳細詰められると思いますけども、まあぜひですね、若い人にアピールしていただきまして特に高校生、大学生あたりにですね、しっかりとアピールしていただきまして参加者を募っていただきたいなと思います。

また、JR美祢駅の件につきましては、於福、厚保のそれぞれ駅舎を改装してそれぞれに活動しておられます。ぜひ、連携をとっていただきながら効果的な運用もしていただきたいと思っておりますし、ここもですね、いろんな仕掛けがいます。どうぞ観光面も大事ですけども、美祢市内いろんな方面で頑張っておられる方もおられます。ぜひ、横の連携もとっていただきながら、せっかくの施設を有効に使っていただけたらと思っています。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。質疑なしと認め質疑を終わります。それでは本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） このたびの補正ですが、今回の中に盛り込まれている中にマイナンバー制度と共通番号制ですが、これは住民基本台帳と比べてもプライバシーの侵害の危険が多くて——格段に多いのです。そして全体的には3千億円がかかるようなことを聞きましたが、全国ですね。日本全体で。このようなことで、今本当に必要、本当にいくらかかるか、必要経費がいくらになっているかっていうのはっきり発表されておらずに分からない、不明な点が多いのです。その中で個人情報やプライバシーの保護については実効性のある対策も何もとられていません。こうしたことで、また施行後3年をめどに民間拡大も狙われているようです。こうしたことを見ますと情報の漏洩とか犯罪に際限なく広がっていく危険性があります。こういったマイナンバー制度に反対ですし、そして先ほどの美祢駅舎の件ですが、提案説明の中ですかね、西の玄関とっておられます。美祢市の西の玄関で活性化ということですが、美祢市には東の玄関もあります。この東の玄関である美東町みとう道の駅、こういった活性化にも力を入れていただきたいのです。あの道の駅では、遊具、子供さんを、子供連れの方、遊具で遊んでいただいたりと、そして、小郡・萩間道路ができてますから、これから降りていただく。アクセス良くなった分、お客さんが逃げられるのではなくそのアクセスを利用して集客に力をいれていただきたいと思いますので、そういったことも、よく市長が仕掛けて言われますが、集客の仕掛けもしていただきたいと思います。ぜひよろしく願いをいたします。

○委員長（高木法生君） 反対意見ですか。

○委員（三好睦子君） 盛り込まれていますし、反対です。

○委員長（高木法生君） ほかに意見はございませんか。それではこれより議案第5号平成26年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案について、原案のとおり決することことに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（高木法生君） 挙手多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案1件につきましの審査を終了いたしました。

その他、委員の皆様から何かございましたら、御発言をお願いいたします。萬代委員。

○委員（萬代泰生君） その他の項で一点だけお尋ねをしたいと思います。美祢市の小中学校の再編統合について、教育委員会の方で美祢市の指針を作成され、それを各学校においてこれまで説明、学校といたしますか、地域において説明をしてこられたと思います。そのときの意見集約の期限が夏休み期間中に一定の考え方をまとめていただくようにというふうなお話があったと思います。もう夏休み期間も終わりましたので、ある程度その地域の小中学校の統廃合に関する意見も聞かれておるか、いないのか、よう分かりませんが、市内の状況等を簡単でいいですから、それから今後の取り組みについてどうしていこうとされているのか、その2点についてお尋ねをします。

○委員長（高木法生君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 萬代委員の2点の御質問にお答えしたいと思います。委員御指摘のとおり美祢市の教育委員会では本年2月に策定をいたしております美祢市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づきまして、この5月から6月にかけて市内9カ所で地域説明会を開催してきたところでございます。この説明におきまして、児童生徒数あるいは学級の将来推計、そして小規模複式指導の現状と課題を踏まえ、より教育環境が充実したものとするためには学校の再編統合が必要であるということを伝えてきたところであります。併せて、魅力と活力のある新しい学校を創造してまいりたいという教育委員会の考えも方針も伝えてきたところであります。そこで、まずは保護者の考え方、学校の保護者の方の意見を聞いて参りたいというふうにご考えております。市内には小中学校25校ございますが秋芳北と南につきましては、平成28年の4月1日に統合校の開校にむけて具体的な協議をしているところでございますので、それらを除いた23校全てについて、この9月から10月にかけて今からになります。保護者の方の意見を聞いてまいりたいというふうにご計画をしております。これによって保護者の方が、この学校の再編統合に取り組んでまいりたいという意向が示されましたら、教育委員会といたしましても保護者と一体となって地域の方にこの再編統合についての説明をしてまいりたい、なぜ必要なのかというのを説明してまいりたい。そして、できるだけ多くの方の理解と協力を得る努力をしていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明のなかで保護者と言われましたが、これは1年からの在校生でしょうか。それとも幼稚園とか、まだ若いまだ結婚、幼稚園、保育園に

通っているおられる方達もはいるのでしょうか。若い御夫婦もまだ子供さんがいらっしやらない可能性のある方達の意見も聞くということなんでしょうか。

とりあえず保育園の、子供さんを持っておられる家庭、若い方達もその保護者の中に入るのでしょうか。

○委員長（高木法生君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

今、幼稚園の保護者の方だとかそういった方は、地域の方の意見ということで今後くみ取っていきたいというふうに考えております。今説明申し上げたのは、今在校生の保護者の方を想定しております。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後 1時48分 閉会

.....

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年9月11日

予 算 委 員 長 高木法生